

岬町下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月11日

岬町長 田代 堯

岬町条例第15号

岬町下水道条例の一部を改正する条例

岬町下水道条例（平成5年岬町条例第25号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。